

○平成26年1月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講すべき措置について（答申）
(中央環境審議会)

個体群管理に資する捕獲については、捕獲目的により、一般狩猟としての捕獲、農林業者等が自らの事業を円滑に実施するために行う自衛のための捕獲、生活環境や生態系等の公益を守るための捕獲の3つに大別できる。これらの捕獲はいずれも相互に関連し合い、また、全ての捕獲は個体群管理に貢献する。

自衛のための捕獲については、農林業のもつ水源保全・貯水機能や土砂流出防止機能など公益的機能の重要性に鑑みれば、ニホンジカ等の個体数が著しく増加し、中山間地で過疎化・高齢化が進んでいる現在のような状況では、公的な支援の必要性が高まっており、原則として市町村と被害を受ける者が連携して行う。ただし、中山間地における鳥獣の出没は、生活環境被害にも関連が深いことから、集落の住民も含めて協働で取り組むことが有効である。